

《団体補助金を交付希望の施設・団体の皆様》

補助金等交付要綱をご覧ください、下記の関係書類を添えて、提出期限までにお手続きをお願いします。

記

- 1 補助金交付予定額は、ご連絡を頂いた際にお伝えさせていただきます。

- 2 提出する書類
 - (1) 平成30年度補助金交付申請書・事業計画書・請求書
 - (2) 平成29年度補助事業等実績報告書・事業報告書
※29年度交付を受けた施設・団体のみご提出をお願いします。
 - (3) ありがとうメッセージ
 - (4) 平成30年度総会資料 1部
 - (5) 通帳の写し ※表紙のみ

- 3 提出期限 平成30年7月20日（金）
提出期限までに提出がない場合は、補助金の申請希望がないものと判断し、事務処理いたします。

- 4 その他
 - ①この補助金は事業費での使用に限定しており、運営費としての使用は認められません。
 - ②交付時期は8月中旬を予定しております。

補助金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の定款、その他別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定及び使用等に関する基本的事項を定め、補助金等にかかる予算の執行の適正化をはかることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 社協が社会福祉の向上を目的とする団体等に交付する補助金をいう。ただし、子どもの遊び場設置補助金は除く。
- (2) 団体等 社協会長が別に定める団体及び施設をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金等は、団体等が行う事務事業に対し、予算の範囲内において、その執行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

2 前項に掲げる事務事業については、次のとおりとする。

- (1) 自治組織等が行う福祉活動事業に関する補助
- (2) 福祉団体等の活動支援に関する補助
- (3) 福祉団体等の健全育成に関する補助
- (4) 福祉施設等が行う地域交流啓発事業に関する補助
- (5) その他社協会長が認める補助

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）と次に掲げる書類を添えて社協会長に提出しなければならない。ただし、社協会長が特に認めるものについては、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書及び収支予算書（定期総会等の資料に替えることもできる）
- (2) その他社協会長が必要と認める書類

(交付の決定及び支出)

第5条 社協会長は、補助金等の交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めるときは交付の決定をするものとする。

2 社協会長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかに交付をするものとする。

(計画変更等)

第6条 補助金等の交付を受けた者で、次の各号に該当するときは、すみやかにその内容を社協会長に報告し、指示を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更する場合
- (2) 補助事業等の遂行が困難になった場合
- (3) 補助事業を延長、中止又は廃止しようとする場合

(交付の条件)

第7条 社協会長は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 社協会長は前項により、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部、又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正手段により、補助金等の交付を受けたとき
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき
- (3) 前各号のほか、補助金等の交付決定の内容、及びこれに付した条件に違反したとき、又は社協会長の指示に従わないとき

(実績報告)

第8条 補助金等の交付を受けた者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助金等交付決定にかかる会計年度が終了したときは、すみやかに次に掲げる書類を社協会長に提出しなければならない。ただし、次年度において同内容の補助金等の交付を受ける団体等で交付申請書に定期総会等の資料を添付する場合はこれを省略することができる。

- (1) 事業実績報告書及び収支決算書（定期総会等の資料に替えることもできる）
- (2) その他社協会長が必要と認める書類

(返還命令)

第9条 社協会長は、第7条第2項の規定により、補助金等の交付の決定を取り消した場合、当該取り消しにかかわる部分について、期限を定め返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関する必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業区分	交付団体等	金額（円）
I. 自治組織等が行う福祉活動事業	自治会連合会・民生委員児童委員協議会連合会・ボランティア連絡協議会等	会長が別に定める額
II. 福祉団体等の活動支援	老人クラブ連合会等	1団体あたり、50,000円とする。
III. 福祉団体等の健全育成	学童保育等	1施設あたり、20,000円・当事者団体は30,000円とする。
IV. 福祉施設等が行う地域交流啓発事業	保育園等	法人あたり均等割り30,000円と、1施設あたり20,000円を合計した額の50,000円を補助基準額とする。 法人が複数の施設を運営している場合は、施設数が1施設増すごとに、それぞれ20,000円を補助基準額に加算する。

補助対象事業については、おおむね次のような事例による。

(1) 地域住民と施設通所、入所児者との交流事業

地域交流による友愛訪問活動・地域と施設のネットワーク活動・お花見会、盆踊り
お月見会、運動会、芋煮会、クリスマス会、お餅つき等の季節の行事

(2) 施設啓発及び施設活用事業

ふれあい農園・おもちゃライブラリー・地域児童文庫・介護講座等

(3) その他目的達成に必要な事業

※ 補助対象経費については、上記(1)～(3)の事業実施にともなう報償費・消耗品費・備品購入費などとする。

(様式第1号)

補助金等交付申請書

平成30年 月 日

社会福祉法人
鹿沼市社会福祉協議会
会長 池澤光男 様

(所在地)

(団体・施設)

(代表者)

㊟

平成30年度において、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会補助金等交付要綱第3条第2項の事務事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

(関係書類)

- 1 平成30年度事業計画書
- 2 平成30年度収支予算書
- 3 参考資料は別紙添付

平成30年度事業計画書

(単位：円)

事業名称	事業費の総額	市社協補助金充当額	備考
合計	円	円	

※助成金の使途を具体的に記入してください。

上記の抄本は、原本と相違ないことを証明いたします。

平成30年 月 日

(団体・施設)

(代表者)

④

社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会会長 様

平成30年度社協補助金請求書

金額								円
----	--	--	--	--	--	--	--	---

平成 年 月 日付 鹿社協 第 号をもって通知のあった平成30年度鹿沼市社会福祉協議会補助金を、上記のとおり交付されるよう請求します。

平成30年 月 日

社会福祉法人
鹿沼市社会福祉協議会
会長 池澤光男 様

(所在地) _____

(団体・施設) _____

(代表者) _____ (印)

振込先

銀行名 _____

支店名 _____

口座番号 普通・当座 No. _____

口座名義 (フリガナ) _____

補助事業等実績報告書

平成30年 月 日

社会福祉法人
鹿沼市社会福祉協議会
会長 池澤光男 様

(所在地)

(団体・施設)

(代表者)

印

平成29年度における、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会補助金等交付の事務事業を完了したので、関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

- 1 平成29年度事業報告書
- 2 平成29年度収支決算書
- 3 参考資料は別紙添付

平成29年度事業報告書

(単位：円)

事業名称	事業費の総額	市社協補助金充当額	備考
合計	円	円	

※助成金の使途を具体的に記入してください。

上記の抄本は、原本と相違ないことを証明いたします。

平成30年 月 日

(団体・施設)

(代表者)

㊞

社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会会長 様



ありがとうメッセージ 原稿協力依頼について



貴施設（団体）に平成30年度に助成した団体補助金は、市民の皆様からご協力いただいた共同募金より配分を実施いたしました。

中央共同募金会のホームページにおいて共同募金から助成を受けた施設や団体から「ありがとう」の気持ちを市民の皆様伝えるために「ありがとうメッセージ」を掲載しております。貴施設（団体）からの「ありがとう」を発信するため、今年度の団体補助金の申請に合わせてメッセージの原稿のご提出をお願いします。

【メッセージの例】

共同募金からの助成を受け、施設の利用者様、保護者様、また地域の皆様をお招きして盛大にクリスマス会を開催いたしました。恒例のクリスマスソングの流れる中、キャンドルサービスから始まり、楽しい余興など会場は大変盛り上がり、身も心も満たされた3時間でした。本当にありがとうございました。

施設・団体名	
メッセージ	

※「赤い羽根募金のつかいみち 赤い羽根データベースはねっと」は記載のURL からご覧頂くことができます。⇒<http://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home.do>